

最高裁判所

最高裁のデジタル化推進を牽引する IT 領域のジェネラリスト

【募集背景】

裁判手続については、ここ数年で IT 化に向けた検討が大きく進んでいます。

民事訴訟手続については、既に、ウェブ会議等を活用した運用が始まっており、政府においては、2025 年度中にオンラインで訴状等を提出できるようにすることを目指して法改正の検討が進んでいます。また、刑事裁判についても、今年 3 月、政府により検討会が設置され、刑事手続における捜査・公判の IT 化方策の検討が開始されています。さらに、今後、家庭裁判所や民事訴訟手続以外の民事事件の各分野（民事保全、執行、倒産手続等）における IT 化の検討も加速していくことが見込まれています。

こうした背景事情のもと、裁判手続等の IT 化をますます本格的に進め、IT 化によって、これまで以上に利用しやすく質の高い裁判手続を実現していくために、最高裁判所は、今年 4 月に、IT 化に向けた全体調整や総合戦略策定の中心的役割を担う「デジタル推進室」を立ち上げました。

今回は、この「デジタル推進室」において、裁判所の情報通信基盤の企画、設計、構築及び運用保守等の役割を担う専門人材を募集します。具体的にお任せするのは以下の業務となります（担当業務は各人の適性、業務の都合に基づき一部変更となる場合もあります。）。

【業務内容】

裁判手続の IT 化及びクラウド化に対応する裁判所の情報通信基盤の企画、設計、構築及び運用保守等に係る業務

1) 裁判所の新たな情報通信基盤の企画・設計業務

今後、各種裁判手続の IT 化が進み、また、裁判所職員のテレワーク環境の整備も課題となる中で、これらのニーズに応えるために、新たな情報通信基盤（各種システム、ネットワーク、端末セキュリティ等）の在り方を検討していただきます。

2) 大容量通信を可能にする裁判所全体の新たなネットワークの構築に向けた企画立案・設計業務

今後、通信容量の更なる飛躍的増加が見込まれる中、裁判所全体のネットワーク構成の在るべき姿について検討していただき、現行のネットワーク構成からの移行に向けた計画の立案等を行っていただきます。

3) 既存システムのクラウド移行を含むシステムの刷新に向けた企画立案業務

今後、裁判所全体のシステムの最適化に向けては、クラウドの利用を積極的に検討していく必要があります。システムごとの優先順位を付けながら、全体最適化の観点から、クラウド移行を含めた既存システムの刷新に向けた検討を進めていただきます。

日本全国に約460か所の拠点を持ち、約2万6000人が働く極めて大きな組織であり、24時間365日対応を求められる業務もあるなど、IT化に向けた大きな課題がある裁判所において、裁判所の情報通信インフラの抜本的見直しに向け、中心的な役割を果たしてほしいと考えています。

裁判についての知識の有無は問いません。むしろ、プレスト段階からIT関係の知識経験に基づくアイデアを出していただき、「業務改革（BPR）と通信基盤（ネットワーク）の刷新の同時並行的検討」をしていきたいと考えています。

情報システムの企画、開発等に係る知見と経験を、司法・裁判所の現場のIT化を実現するための情報システムの構築という新しい分野で活かしたいという想いと、柔軟な発想をお持ちの方にお越しいただきたいと考えています。

【担当部署】

審議官室（デジタル推進室）

情報ネットワーク専門官（課長補佐級）

【利用する主なシステム等】

◆Microsoft Azure

◆AWS

【選考方法】

① 書類選考（ビズリーチに登録している職務経歴書による）

② 口述試験

ア 1次試験（①の合格者に対し、オンラインの方法（Zoomミーティング）により実施します。）

イ 2次試験（②アの合格者に対し、対面の方法により実施します。）

※②、③の日程及び詳細は別途ご連絡します。

【応募資格】

次のいずれかに該当する方は、今回の募集に応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない方（以下のいず

れかに該当する方)

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

【注意点】

採用予定数は 1 名ですが、選考の結果、適任者がいない場合は、採用を見合わせることがあります。

労働条件

任期付の常勤の国家公務員として、採用いたします。詳細については、最終面接時にご説明いたします。

■給与

これまでの経験等を考慮の上、国家公務員の給与規程（裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等）に基づき決定します（例示の金額は、地域手当、本府省業務調整手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当を含んだものです。）。

※（例）専門官、年齢：35 歳、家族構成：配偶者、子 2 人の場合の年間給与は、約 750 万円

（例）専門官、年齢：45 歳、家族構成：配偶者、子 2 人の場合の年間給与は、約 870 万円

■期間：令和 3 年 8 月 1 日から 3 年間（予定）

※採用日は、本人の事情等を考慮して 8 月 2 日以降とすることもあります。

※職務の状況によって、任期の更新もあり得ます。

■勤務時間

8 時 30 分から 17 時 45 分までの間で実働 7 時間 45 分で選択制（昼休み 45 分）
上記勤務は、必要に応じ超過勤務があります。

■休日・休暇

週休 2 日（土・日）、祝日、年末・年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

年次休暇 20 日（年の途中の採用の場合は、在籍期間に応じて決定）、特別休暇（夏季、忌引等）、病気休暇、介護休暇等があります。

■諸手当・福利厚生

- ・地域手当
- ・本府省業務調整手当
- ・通勤手当
- ・扶養手当
- ・住居手当
- ・期末手当、勤勉手当
- ・国家公務員共済組合へ加入
- ・退職手当（勤続 6 月以上）

■その他

口述試験（2 次試験）に合格し、採用される方には、各自で健康診断を受検し、結果を提出していただきます。

WANT

次のいずれかの職務経験及び資格を有することが望ましい

【職務経験】

- ① 各府省、地方自治体又は民間企業のネットワークシステム（ユーザー数 1,000 人程度以上）の企画、設計、開発、構築又は運用・保守等の業務経験を有すること（5 年以上）
- ② 各府省、地方自治体又は民間企業の業務系情報システムの企画、設計、開発、構築又は運用・保守等に係る業務経験を有すること（5 年以上）
- ③ 各府省、地方自治体又は民間企業の情報システムのクラウド化への移行若しくは新規構築に関する企画、開発、又はクラウド化された情報システムの運用・保守等の経験を有すること
- ④ AWS 又は Microsoft Azure を用いた情報システムの構築に関わった業務経験を有すること

【資格】

- ① 情報処理技術者資格のうち、応用情報処理技術者試験若しくは高度試験又はこれらに相当する試験に合格していること
- ② IT スキル標準 V3 「IT アーキテクト」、「IT スペシャリスト」 レベル 3 以上の資格を有すること

その他

- ・「今までの業務の在り方自体を変えていく」というDXのマインドを持っている方
- ・これまでの経験を活かしつつ、新たな分野、業務内容にも積極的に挑戦し、成長したいという気概を有している方
- ・柔軟な発想を持ち、新たな分野でも、これまでの経験を応用して自身の強みとすることができる方
- ・新しい環境に順応し、多様な関係者と円滑なコミュニケーションを行うことができる方
- ・プロジェクトを推進するリーダーシップを有している方